

10月27日（日）は町長選挙および 町議会議員補欠選挙の投票日です

【投票できる方】

投票できる方は、選挙人名簿に登録されている方です。なお、この選挙人名簿に登録される方（資格者）は、平成18年10月28日以前に生まれた方および令和6年7月21日までに転入届を提出した方で、引き続き3か月以上居住している方となります。

【投票所入場整理券】

投票所入場整理券は、世帯ごとに6人まで連記したハガキ（圧着したもの）が10月23日（水）以降に届きますので、投票する際は投票所にお持ちください。なお、整理券がない場合でも、選挙人名簿に登録されている方は投票できますので、投票所の受付へお申出ください。

【期日前投票】

投票日当日に投票できない方は、期日前投票ができます。期日前投票ができる期間は、選挙告示日の翌日から投票日前日までです。投票所入場整理券が届いている場合は持参してください。

○日 時 10月23日（水）～26日（土） 8時30分から20時まで
○場 所 役場分庁舎4階会議室

○出張期日前投票所開設場所および日時

選挙のめいすいくん



仙石原文化センター	10月23日（水）	14：30～17：30
さくら館	10月24日（木）	9：00～12：00
温泉公民館	10月24日（木）	14：30～17：30
元箱根集会所	10月26日（土）	9：00～12：00
山崎集会集会所	10月26日（土）	14：30～17：30

【不在者投票】

箱根町内に長期不在のため期日前投票ができない方は、不在者投票ができます。この場合は、郵便によるやりとりなど手続きに日数が掛かりますので、お早めにお問い合わせください。（期間は、期日前投票と同じです。）

★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。
☆箱根町公式LINEで発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。
★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。
（発行／箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地）
～ 裏 面 も ご 覧 く だ さ い ～



《 投票時間は、7時 ～ 20時 》

【投票所】 ※前回選挙時と変更がありますので必ずご確認ください。

投票区	投票所名	投票区	投票所名
第1	役場本庁舎1階	第8	老人福祉センターやまなみ荘
第2	湯本幼児学園	第9	二ノ平自治会館
第3	畑宿寄木会館	第10	仙石原文化センター
第4	温泉公民館	第11	星槎レイクアリーナ箱根
第5	大平台集会所	第12	箱根集会所
第6	社会教育センター	第13	元箱根集会所
第7	宮城野公民館	第14	芦之湯集会所

※ 今まで「湯本小学校（第2投票区）」で投票していた方は、今回投票所が「湯本幼児学園」に変更となります。

※ 第3投票区の方は「畑宿寄木会館」が投票所となります。

※ 10月10日以降に転居の届出をした方は、前住所地の投票所での投票となりますので、投票所入場整理券に記載された投票所を確認のうえ、お間違いのないよう注意してください。

※ 投票所設営の関係で、10月26日（土）と27日（日）は仙石原公民館の施設利用はできませんのであらかじめご了承ください。

【選挙公報】

選挙公報は、10月23日（水）以降に自治会をとおして配布します。

また、役場本庁舎、出張所などの町施設でも配布しますが、郵送を希望される方は、選挙管理委員会までご連絡ください。

【開票】

即日開票で、21時20分から「仙石原文化センター」で行います。

【投・開票速報】

町ホームページで見ることができます。

URL <http://www.town.hakone.kanagawa.jp>



照会先 選挙管理委員会 電話（85）7111（内線330）

箱根八里のめいすいくん

月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和6年9月25日発行】

木造住宅無料耐震相談会を利用してみませんか？

近年地震の頻発化により旧耐震基準の木造住宅（昭和 56 年 5 月 31 日以前建築の木造住宅）の倒壊被害が危ぶまれています。

神奈川県建築士事務所協会県西支部の協力を得て、木造住宅の無料耐震相談会を開催しています。耐震相談会では、建築確認通知書や平面図により、簡易的な耐震診断を行います。自宅が地震に対してどれくらい安全であるのか、この機会に確認してみましょう。

【簡易診断とは】

建築確認通知書や平面図を用いて、図面上で耐震性の有無を判定します。

※あくまで簡易診断なので、正確な耐震性の有無を知りたい方は、簡易診断の後に、一般耐震診断（町補助制度あり）を受けることを推奨します。

【対象の住宅】

- ①町内に所有かつ居住している住宅
- ②昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造で平屋・2 階建ての住宅
- ③枠組壁工法またはプレハブ工法でないもの

【日時・場所】

日時：10 月 30 日（水）13 時 30 分～15 時 30 分

場所：社会教育センター 第 1 会議室

＊相談時間は 1 棟につきおおむね 1 時間です。

＊上記の日時・場所では都合が合わない場合は相談してください。別途個別に調整します。

【申込方法・期限】

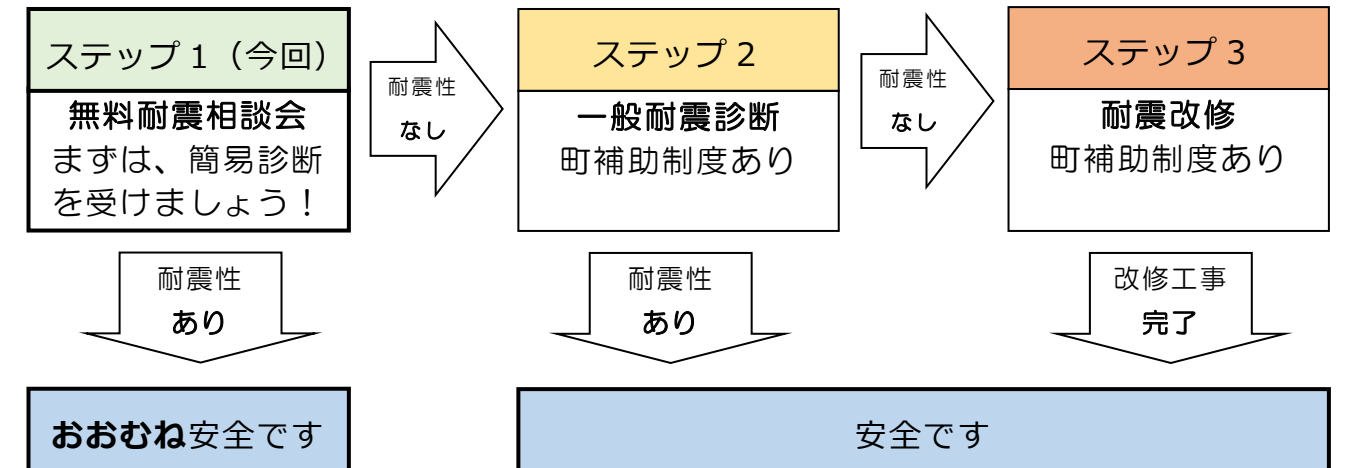
都市整備課窓口もしくは電話にて申し込んでください。

申込期限：10 月 23 日（水）12 時 完全予約制

○相談会には、建築年や建物の概要が分かるもの（建築確認通知書、建物の平面図や間取図、内観や外観の写真など）を用意してください。

図面などが無い場合でも相談は可能です。申込時に担当者に伝えてください。

【地震に強い家にするためのフロー】



【昭和 56 年以前に建築された木造住宅はなぜ危険？】

現在の耐震基準（※）が導入される以前のものであるため、大規模な地震に耐えられない住宅が多いと言われています。

最大震度 7 を観測した令和 6 年能登半島地震では、約 2 万 8 千棟の家屋が全壊・半壊したとされており、被災地は木造住宅が多く、その中でも、昭和 56 年の建築基準法改正前の旧耐震で建てられた木造住宅の多数が倒壊していると報道されています。

このことから、現在の耐震基準（※）が導入される以前の昭和 56 年以前の住宅にお住いの方は耐震診断を行い、耐震性を確認することが求められています。

※現在の耐震基準…震度 5 強程度の中規模地震に対してはほとんど損傷を受けず、極めてまれに発生する大規模地震（震度 6 強～震度 7 程度）に対して、生命の危機を及ぼすような倒壊などの被害が生じないことを目標として定めた基準のこと。

★詳しくは役場ホームページ、または都市整備課へ問い合わせてください。

箱根町役場ホームページ → 緊急・防災・消防 → 耐震 → 無料耐震相談会実施のお知らせ を確認してください。

申込・照会先 都市整備課景観推進係 電話（85）9566

箱根探訪会「福住正兄の足跡をめぐる」 参加者募集

幕末から明治時代にかけて湯本の福住旅館の当主であった福住正兄（ふくすみ まさえ）は、自ら旅館の建物を擬洋風建築の「金泉楼・萬翠楼」として建設したほか、小田原～湯本間の新道開削や馬車鉄道敷設に尽力しました。さらに早雲寺や熊野神社に石碑を建立するなど、その足跡は現在でも湯本周辺で見ることができます。

今回の探訪会では、現在国の重要文化財に指定されている「金泉楼・萬翠楼」の建物見学をはじめ、湯本周辺の彼の足跡をめぐるほか、郷土資料館で開催する企画展「生誕 200 年 福住正兄～箱根の近代開発の先駆」の見学および展示解説も行います。

この機会に、地域の文化財について理解を深めてみませんか。



【日 時】 12月5日（木）10時～15時（受付は9時30分から）

【集 合】 「萬翠楼福住」前（現地集合）

※ 集合場所に駐車場はありません。また、集合・解散場所が異なります。

【解 散】 早雲寺前（現地解散）

【見学先】 金泉楼・萬翠楼、熊野神社、白石地藏、郷土資料館、早雲寺境内

【協 力】 萬翠楼福住

【定 員】 20人（定員をこえた場合は抽選）

【参加費】 200円（保険代、資料代）

※ 昼食は湯本駅付近で一度解散して、各自でとります。午後は郷土資料館に再集合します。

【申込期限】 11月8日（金）必着

【申込方法】 「往復はがき」もしくは「電子メール」にて受け付けます。

希望者それぞれの①住所 ②氏名 ③年齢 ④性別 ⑤電話番号 ⑥今回の探訪会開催を知った方法を記入して申し込んでください。

1回（はがき1枚・メール1通）につき2人まで、1人につき1回のみ申し込みができます。

【申込先】

往復はがきの場合 〒250-0311 箱根町湯本 266 生涯学習課文化財係

電子メールの場合 kyoudo@town.hakone.kanagawa.jp

照会先 生涯学習課文化財係 電話（85）7601

安全・安心まちづくり旬間 ～みんなでつくろう 安心の街～

10月11日(金)から10月20日(日)の10日間は、「安全・安心まちづくり旬間」の期間です。

「安全・安心まちづくり旬間」は、全国地域安全運動に併せて、神奈川県下で一斉に安全で安心なまちづくりを促進する期間です。

この期間では、町や警察、防犯協会などの関係団体が連携して各種防犯活動の実施を強化します。

【詐欺に気をつけよう】

神奈川県内では、今年に入ってから7月末までに1,002件、約28億5,300万円の特殊詐欺被害が発生しています。

小田原警察署管内でも、7月末までに19件、約3,000万円の被害が発生しています。主な手口はオレオレ詐欺や架空請求詐欺、還付金詐欺などが多発している状況です。

犯人は、自宅の固定電話をかけて、息子や孫、警察官や金融機関などをかたり、現金やキャッシュカードなどをだまし取ろうとします。

「仕事で失敗してしまい、お金が必要になってしまった。」、

「インターネットの利用料金が支払われていません。」、

「医療費の還付金があります。」

といった内容の電話は詐欺です。

不審な電話がかかってきたら、一人で考えずに必ず家族や警察に相談しましょう。

【空き巣に気をつけよう】

小田原警察署管内では、今年に入ってから7月末までに30件の空き巣被害が発生しており、昨年度の同時期から11件(57.9%)も増加しています。

玄関のドアや窓に補助錠を取り付けたり、防犯性能の高い物にすることも有効ですが、まずは、「ゴミ出しや買い物など短時間の外出でも必ず戸締りをする」、「合い鍵を玄関の周辺に置かない」といったすぐにできることから心がけるようにし、被害にあわないようにしましょう。

照会先：町民課コミュニティ推進係

電話(85)7160

工事に伴う交通規制(強羅地内)

この工事に伴い、次のとおり交通規制を行います。大変ご迷惑をお掛けしますが、

ご協力をお願いします。

【 場 所 】 強羅地内
(町道宮 17 号線 公園上通り)

【期 間】 10月中旬～2月下旬

【交通規制】 昼間片側車両通行止め

※ 交通誘導員の指示にご協力ください。

【案内図】



凡	例
	交通規制箇所

照会先 箱根町都市整備課道路工務係 電話 (85) 8600

イノシシやシカの捕獲状況について

現在、町全域でイノシシやシカによる被害が増えています。

神奈川県猟友会箱根支部と協力し、有害鳥獣として、わなと銃器による捕獲を実施しています。

捕獲地域は次のとおりです。

6 年度 8 月末現在地域別捕獲頭数

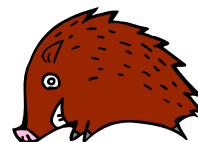
(単位：頭)

種別	地域					合計	備考
	湯本	温泉	宮城野	仙石原	箱根		
イノシシ		4	2	1	4	11	わな 11、銃器 0
ニホンジカ	3	1	10	12	46	72	わな 69、銃器 3

銃器の使用にあたっては、住民の皆さんや観光客・ハイカーに十分注意して実施するとともに、日時や場所などをあらかじめ防災行政無線や町ホームページ等によりお知らせしますので、協力をお願いします。

町ホームページはこちら

照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565



鳥獣被害を減らすために

ごみ出しのマナーを守り、被害防止対策に努めましょう！

イノシシなどの野生動物は家庭などから出る生ごみや、庭などに生えているユリやタケノコなどのにおいにつられて人里に下りてきます。出没を減らすためには一人ひとりが生ごみを決められた時間に集積所に出すなどのごみ出しのマナーを守ることが必要です。

定期的な草刈りなど敷地の管理をしましょう！

管理されていない敷地や建物が鳥獣の棲み処になることがあります。

定期的な草刈りなど人の手を加えることで、エサとなるものを遠ざけ、隠れる場所をなくすことで、鳥獣にとって住みにくい、都合が悪い場所にすることが大事です。

庭で植物や作物を育てている場合には敷地全体を柵などで囲うといった対策をとる必要があります。全体を囲うことが難しい場合は、植物などを育てている場所のみを囲うことも検討しましょう。

なお、町では、所有する敷地などに有害鳥獣の被害の防止を目的として柵などを設置した方に補助金を交付しています。希望する方は問い合わせてください。

イノシシなどの被害にあわないために（町ホームページ）

照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565



不用品交換情報

譲ります！
譲ってください！！

家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。

また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。



譲ってください

(9月10日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
2144	猫用品 (猫ボランティアで使用)	ケージ、シート、 フード等	普通	無料

※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。

※ 掲載期間は登録日から6か月間です。

※ 本情報は、町内在住者、在勤者に有効となります。

※ 希望の品物が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。

※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。

※ 品物の写真を下記アドレスまで送付していただいた場合、一緒に掲載します。より品物の状態がわかるのでおすすめです。

※ この情報はまちだより発行日と同日に町ホームページにも掲載しています。不用品交換が成立すると随時更新するので、ホームページも併せて確認してください。



申込・照会先 環境課環境政策係 電話 (85) 9565
e-mail: web_kankyou@town.hakone.kanagawa.jp

